

# 韓国併合条約等旧条約無効＝日本の「不法な」植民地支配論をめぐって

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学史学地理学会 公開日: 2009-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 海野, 福寿 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/1537">http://hdl.handle.net/10291/1537</a>

# 韓国併合条約等旧条約無効＝ 日本の「不法な」植民地支配論をめぐって

海野福寿

## 1. 清算すべき過去とは

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）との国交正常化交渉は、2000年4月に再開されて既に3回（通算11回）を数えた。交渉経過は透明性に欠け、与野党から政府の説明責任を指摘する声が高まっているというが<sup>1)</sup>、新聞等の報道によれば、北朝鮮側が「過去の清算」を最優先議題とすることと人的・物的被害への補償・賠償を求めたのに対し、日本側は、謝罪は1995年の「村山談話」の線を文書化し北朝鮮に伝えること、補償問題はいわゆる日韓方式に倣って「経済協力」で行うことを提案したようである。

北朝鮮は、いわば入り口論議として「過去」の歴史的規定を明確にし、その後に歴史的規定に照応する日本側の償いの形態を詰めようというのに対し、日本は、いきなり出口論議から始めようというわけだから、双方の意見はかみ合わず、交渉が難航することも予想される。

1991年1月に始まった日朝国交正常化交渉で、当初、北朝鮮側は金日成が率いた朝鮮人民革命軍の戦いを抗日戦争と見なし、補償問題は、交戦国間の賠償形態と財産請求権形態を適用することを主張したが、1991年11月の第5回会談以降は、戦争賠償論を取り下げ、植民地支配による被害に対する賠償・補償問題として再提起したと見られている<sup>2)</sup>。現在進行中の交渉における北朝鮮側の主張も、その延長線上にあると見てよいだろう。ただし、植民地支配と言っても、日本の朝鮮支配は合法的な植民地支配ではなく、「不法な」植民地支配であるとする。なぜならば日本と大韓帝国との間で結ばれたとされる韓国併合条約等旧条約は、調印当初から無効すなわち不成立であるため、日本の朝鮮植民地支配は法的根拠のない「不法な」植民地支配であり、本質的には「強占」（強<sup>カンヂョク</sup>制占領＝軍事占領）であった、と規定するのである。

このような認識は、1905年の第2次「日韓協約」強制調印直後から韓国人が抱懐し、併合後は抗日独立闘争の正当性を裏付ける論拠としてしばしば表明されてきたものであるが、1990年代には、韓国・北朝鮮の歴史学者たちによって条約無効の史料的根拠が指摘されるに及んで、日本の朝鮮支配に対する韓国・北朝鮮の人々の一般的な歴史認識となっている。「韓国では韓国政府及び民間を含めて、併合が合法的であったと考える人はほとんどいない<sup>3)</sup>」のが現状で

ある。

韓国において歴史学（史料学）が分析対象として日韓間諸条約を取り上げるきっかけとなったのは、1992年5月12日、韓国紙がソウル大学校奎章閣所蔵の旧条約調印書から見て、調印手続きに瑕疵があり、効力をもたない条約であることを報じたことである。奎章閣管理室長だった李泰鎮ソウル大教授（国史学）は、記者会見で「国家間の条約が効力を持つためには、国王が特命大使に条約締結の権限を委任することが常例であり、条約締結後にも国王の批准手続きが必須であるにもかかわらず、当時の勅令、詔勅、法律、議案など4種類の資料のどこにも乙巳条約〔第2次「日韓協約」〕と丁未七条約〔第3次「日韓協約」〕締結に必要な委任状を発見することができなかった<sup>4)</sup>」と語っている。

李泰鎮教授はこれと併せて、1907～08年に公布された詔勅・勅令の純宗皇帝署名が日本人統監府吏員による偽筆であること、大韓帝国宝印も奪われていたことを明らかにするなど、精力的に実証作業を進め、1995年には編著『일본의 대한제국 강점 (日本の大韓帝国強占)』（ソウル、까치、1995年）を刊行した。

同年は韓国人にとって解放50年であると同時に屈辱的な韓日基本条約調印30年に当たることから、韓国併合条約等旧条約無効確認や韓日基本条約見直し運動が高揚した。2月、学者・宗教家のほか91の市民団体が参加して結成された「正しい歴史のための民族会議」は、韓日基本条約調印30年目の6月22日、条約の破棄と再締結を求める建議書を外務部に提出した<sup>5)</sup>。また国会内では、民自党・民主党・自民連の与野党国会議員25人が、民族会議の要望と同じく韓日条約の破棄と、日本の植民地支配に対する謝罪、韓国併合条約の無効などを明記した新条約締結を求める国会決議を採択するよう要請する建議書を議長に提出した<sup>6)</sup>。

この建議はすぐには受け入れられなかったが、10月5日、参議院本会議における村山富市首相の「韓国併合条約は、当時の国際関係等の歴史的事情の中で法的に有効に締結され、実施されたものであると認識をいたしております<sup>7)</sup>」という、いわゆる村山発言に韓国側は猛反発し、10月16日、韓国国会は「大韓帝国と日本帝国間の勅約に対する日本の正確な歴史認識を促す決議文<sup>8)</sup>」を採択した。決議文はその前文で「韓日合併条約」が有効に成立したという村山発言を「歴史の歪曲」と断罪し、「これ以上繰り返してはならないということを強調するために、全会一致で次のように決議する」と述べ、以下の3項目を挙げた。

- (1) いわゆる「乙巳五条約」は、当時、大韓帝国の条約締結権を持つ高宗皇帝が署名・捺印していないことが、その原本によって確認されているのみならず、高宗皇帝自らがこれを条約ではなく「勅約」と表明していることから分かるように、暴力と強迫によって作成されたものであるため源泉的に無効であり、いわゆる「丁未七条約」と「韓日合併条約」も、いわゆる「乙巳五条約」を基礎にして強迫によって作成されたものであるため、これもまた源泉的に無効であることを再び確認する。

- (2) ここにおいて、わが国政府は日本の歴史認識が正されるよう全力を尽くすと共に、国際社会でも正確に理解されるよう多角的に努力しなければならない。
- (3) 日本政府当局は、1910年8月22日および、それ以前に大韓帝国と日本帝国間で作成された条約が源泉的に無効であるとの歴史的真相を改めて認め、それに伴う必要な措置をただちに取りることによって、韓日関係の健全な発展のために応分の役割を果たすよう強く促すものである。

韓国国会は、韓国併合条約は合法的に成立し、1948年8月15日（大韓民国政府樹立宣布）に失効した<sup>9)</sup>、とする日本政府の考え方に訂正を迫ったのである。村山首相は、韓国国会決議に先立つ10月13日、衆議院予算委員会で「私の答弁について、若干、舌足らずな点もあった」と前置きして、「日韓併合条約は形式的には合意として成立しているが、実質的には当時の歴史的事情が背景にあり、その背景のもとに成立した。当時の状況については、わが国として深く反省すべきものがあつた。条約締結にあたって、双方の立場が平等だったと考えていない<sup>10)</sup>」と釈明した。しかし、村山首相の弁明は、韓国併合条約の当初からの無効＝不成立を認めず、有効的成立を主張する、従来の日本政府の見解を変えるものでなかったため、韓国側の非難をかわすことができなかった。そればかりか、折りからの江藤隆美総務庁長官のいわゆるオフレコ発言とも絡んで紛糾し、日韓外交関係は悪化した。

この緊張を解いたのは、11月14日に村山首相が、韓国併合条約等旧条約は「民族の自決と尊厳を認めない帝国主義時代の条約」と位置づけ、「深い反省と心からのおわび」を述べた、金泳三大統領あての親書<sup>11)</sup>である。翌15日の日韓外相会議で孔魯明外相は村山親書を評価し、併せて日韓両国政府が、民間の学者レベルの共同研究を支援し、歴史認識についての溝を埋めることを提案。河野洋平外相もこれに同意し<sup>12)</sup>、日韓対立を外交的に解決した。

20世紀における日韓関係を歴史研究者の学問的課題として取り組むことを申し合わせたのだが、その後の展開はほとんど見られなかった。金大中大統領の初訪日に合わせるかのように、1998年9月26・27日、日韓歴史研究促進に関する共同委員会（日本側須之部量三杏林大学客員教授ら、韓国側池明観翰林大学校日本学研究所長ら）が、宮崎で「日韓歴史フォーラム」を開き、次年にも2回目を開いて両国政府への提言をまとめることにしたというが<sup>13)</sup>、それが実現したかどうか私は知らない。孔魯明元外相は、2000年5月19日、韓国文化振興研究財団創立10周年記念講演会（東京）で、前述の1995年11月の日韓合意を回顧し、その後、歴史学の共同研究はどうなったか、と質問の形で日本側の不誠実を非難した。

日本側の非協力・回避的な態度は、当初から及び腰といわれた外務省や文部省の責任だけでなく、歴史研究者の無関心にもよることを見逃せない。朝鮮大学校の康成銀教授は「旧条約〔韓国併合条約〕の法的評価をめぐって学界では主に李泰鎮教授と海野福寿教授との間で論争が行われていますが、学界の反応は一般に無関心の傾向にあります。それは、研究対象とする

にはあまりにも政治的すぎるという理由で避けようとするアカデミズムの傍観者的態度、また外交史・国際法学界が日本外務省と伝統的に蜜月関係にあり、政府の外交政策に深く関わっていたことなどを原因に挙げることができます<sup>10)</sup>と指摘している。そのとおりであろう。政府間の国際約束は誠実に履行しなければならないことは言うまでもないが、研究者間においても、相手側から問い掛けがあれば、たとえ意見が異なる場合でも応答する責任があるはずである。もし無視すれば信頼関係は直ちに崩れることになる。

その意味で閉塞状況に陥った日韓歴史学界関係に救いの手を差し伸べたのが雑誌『世界』の「日韓対話」（歴史認識という場合もある）の随時掲載であった。1998年7月以来、現在までに発表された論文は次の7本である。

- (1) 李泰鎮「韓国併合は成立していない」上・下、1998年7・8月号。
  - (2) 坂元茂樹「日韓は旧条約問題の落とし穴に陥ってはならない——本誌・李泰鎮論文へのひとつの回答」1998年9月号。
  - (3) 李泰鎮「韓国侵略に関連する諸条約だけが破格であった——坂元茂樹教授に答える」1999年3月号。
  - (4) 笹川紀勝「日韓における法的な「対話」をめざして——第2次日韓協約強制問題への視点」1999年7月号。
  - (5) 海野福寿「李教授「韓国併合不成立論」を再検討する」1999年10月号。
  - (6) 李泰鎮「略式条約で国権を移譲できるのか——海野教授の批判に答える」上・下、2000年5・6月号。
  - (7) 荒井信一「歴史における合法論、不法論を考える」2000年11月号。
- (以下、上記論文の引用は各執筆者名に頭書した( )番号で示す)

これらの論文のうち李泰鎮教授執筆の(1)(3)(6)および私の(5)は、韓国の雑誌『전통과 현대』等にも発表されたものである。

李泰鎮論文は、いずれも歴史学(史料学)の立場から旧条約無効論をとらえ直し、条約形式と条約締結手続きの両面から韓国併合条約等旧条約の瑕疵を指摘し、条約調印当初からの無効=条約不成立であるという論陣を張った。これに対し日本人執筆者の専門分野は国際法(坂元)・憲法(笹川)・日本史(海野)・西洋史(荒井)と多分野にわたり、坂元(2)と海野(5)は李泰鎮説を批判し、笹川(4)と荒井(7)は異なる観点から無効・不法論を再照射する提言を行った。

これらの論文は、『世界』読者の関心を集めるまでには至らなかったようであるが、そこで提起された諸論点を再整理しようという試みが韓国の韓日文化交流諮問委員会(委員長・池明観翰林大学校日本学研究所長)が主催したシンポジウム「『過去精算』と21世紀の日韓関係」である。

本稿で紹介するのは、去る2000年11月4日、ソウルで開かれたシンポジウムである。その

第1主題「韓日合邦条約と韓日協定について」では、姜萬吉高麗大名誉教授が司会し、李泰鎮ソウル大教授が「韓国併合」関連諸協定の不法性、荒井信一駿河台大教授が「併合条約から日韓条約まで」を報告。金昌祿釜山大教授（法史学）と私がコメントした。当日のシンポジウムは、ほかに「植民地下の文化について」、「韓日歴史教科書について」、「東北アジアの平和と韓日関係」のセッションがあり、報告・討論時間が極度に制限されていたため、十分に議論が展開されたとは言えないが、あらかじめ印刷された発表原稿が配布されていたので基本的論点は提示されたものと思われる。

本稿では李泰鎮・荒井報告について私見を加えながら紹介することにした。また、最近、韓国併合条約無効論の証拠資料として、韓国で話題になっている李鐘学編『1910年韓国強占資料集』（水原市，史芸研究所，2000年）所収文書についても言及するつもりである。

## 2. 李泰鎮教授の国権移讓条約形式論

ソウル・シンポジウムにおける李泰鎮教授の報告「韓国併合」関連諸協定の不法性は、同教授がこれまで発表してきた主張、特に『世界』論文(3)(6)を要約したものであった。すなわち①「日朝修好条規」（1876年2月26日調印）以降、「漢城条約」（1885年1月9日調印）に至る日朝間6条約は、署名者への全権委任状交付、批准書あるいはそれに代わる文書の伝達を伴う正式条約の形式が厳密に守られたが、日清開戦後の「大日本大朝鮮両国盟約」（1894年8月26日調印）をはじめ、日本が朝鮮（韓国）を侵略する過程で締結した両国間条約は、従来の条約形式・締結手続きを踏襲せず、簡易な形式の条約として結ばれた。②「日韓議定書」（1904年2月23日調印）、第1次「日韓協約」（1904年8月22日調印）、第2次「日韓協約」（1905年11月17日調印）、第3次「日韓協約」（1907年7月24日調印）などが、いずれも韓国土権の日本への移讓を内容とする条約であったにもかかわらず、正式条約ではなく簡易な形式の条約で締結したことは国際慣習にも違反する「不法な」条約形式である、という点である。

このうち①については、既に「明治期における条約の形式と締結手続き——「韓国併合条約」等無効説に関連して」（『駿台史学』108号，1999年12月）で李泰鎮教授の事実誤認を指摘したので省略するが、なお、日清開戦以前の日朝間条約締結にあたって天皇・朝鮮国王あるいは政府から全権委任状が交付されていることについて、李泰鎮教授は正式条約締結の必要条件の一つと見なしたが、そうではなく外交使節制度の未確立のためであったことを付言しておきたい。

日本の外交官制度は、1886年3月16日公布の勅令第5号「交際官及領事官制」により制度的に成立した<sup>15)</sup>。当時は交際官と呼ばれた外交官は、特命全権公使・弁理公使・代理公使・公使館参事官・公使館書記官・交際官試補であり、定員は示されていない。交際官が外交官と改称されるのは1890年10月21日改正の「外交官及領事官制」であるが<sup>16)</sup>、外交官の種類階

級は従前どおりであった。さらに 1893 年 10 月 31 日公布の勅令第 124 号「外交官及領事官官制」および勅令第 125 号「外交官領事官及書記生定員令」などにより在外公館官制が確立した<sup>17)</sup>。それらによると外交官制度は、

特命全権公使（勅任）	}	定員 10 人（特命外交官を除く）
弁理公使（勅任）		
代理公使（奏任）		
公使館 1 等書記官（奏任）	}	定員 19 人（同上）
公使館 2 等書記官（奏任）		
公使館 3 等書記官（奏任）		
外交官補（領事官補と合わせ）		定員 15 人（同上）

であり、11 月 10 日から施行された。なお外交官に任命されながら「任所ナキ者ハ待命外交官」として 3 年以内を限り「臨時外務省ノ事務ニ従事セシムルコトヲ得」（官制第 8 条）とされていた。したがって特命全権公使とは外交官の職制上の地位であり、論理的には特命全権公使に任命された者の中から任国駐割を命ぜられることになる。

荒井信一教授は、かつて日英「第 1 回協約」（1902 年 1 月 30 日調印）について調印書署名者の林董が全権委任状交付がない（批准条約ではない）にもかかわらず「大不列顛駐割日本国皇帝陛下ノ特命全権公使」と記した「林の行為は官名詐称ということになるのではないか<sup>18)</sup>」と述べたことがあるが、上述の外交官制度についての理解不足による誤りであろう。研究者であるとともに運動家としても著名な荒井教授の発言は影響力が大きいので訂正をお願いしたい。

ところで、この 1893 年の外交官官制改正に先立ち駐韓公使は従来の弁理公使に代えて特命全権公使差遣とし、初めての朝鮮駐割特命全権公使として大鳥圭介（清国駐割兼勤）を 1893 年 7 月 15 日に任命した。一方、1894 年 12 月 4 日、朝鮮の日本駐割特命全権公使に李垞鎔が任命された<sup>19)</sup>。こうして個別の条約締結に際し、その都度全権委任状を交付する慣例を廃止し、公使の職権による条約調印が行われるようになったのである。その転換の時期が日清戦争期であったため、李泰鎮教授は「韓国侵略に関連する諸条約だけが」正式条約の「格式」を破るものであるとしたが、侵略と条約形式・手続きの変更とを直結すべきではない。日本の朝鮮侵略積極化が、まず外交使節団制度を充実させ、その上で条約締結手続きの変更を行ったと見るべきであろう。

李泰鎮教授報告に対するコメント②は、李教授が『世界』(6)論文の表題を「略式条約で国権を移譲できるのか」としたことからも明らかなように、日露開戦後、日本が韓国に強制した外交権・内政権等の侵奪条約がいずれも簡易な形式の条約をもって締結したのは、国際法（慣習）に違反する不法な条約であり、無効原因となる、という主張についてである。

李泰鎮教授のこの主張は、前述（92 ページ）の 1992 年 5 月の奎章閣所蔵の旧条約書について

での記者会見以来、旧条約無効説の根底に置いている考えである。『世界』(3)では、「1904年2月に露日戦争〔日露戦争〕と同時に強要された日韓議定書から、韓国併合条約にいたるまでの韓日間の主要な五つの協定が、外交協定の基本要件上欠格が多いため、韓国併合は法的に成立したと見るのは難しい」(pp.249-250)という自説を強調しつつ、日本の国際法学会の学会誌『国際法雑誌』(のちに『国際法外交雑誌』)に収録された、1902～1911年の世界の主要条約56件について、全権委任状の発給、批准条項の有無を示した「国際協定事例一覧表」(シンポジウムでも同表が配布された)を作成し、同表から読み取れる結論を次のように述べた<sup>20)</sup>。

「通商航海条約、保護条約、平和条約など国権に直接関わるものの他にも、その重要性が認められる案件が正式条約の形式を取る場合があったことがわかる。これに照らし合わせて見ると、日本が韓国に強要した諸協定のうち、外交権と内政権の移譲などに関する協定を略式で処理したということは、ありえないはずであることがおのずと分かる」

「西欧列強は、外交協定では形式と手続きを遵守し、国権、国益に関わる協定の場合は全権委員の委任状を発給していたという事実と、批准の期限を協定文に明記する慣例を守っていた。海野教授の言う当事国間の協議により条約の形式が決定されうと言うのは、世界条約史では例を見出し難いものである」

ここで李泰鎮教授が言及している私の批判とは、私が『世界』(5)で、条約形式や締結手続きは、国際慣例や国際規定があるのではなく、当事国間の合意による、という通説にもとづいて、李泰鎮教授説を批判したことを指している。その際、私が前述の李泰鎮教授作成表に触れなかったことに対し李泰鎮教授は、『世界』(6)論文で「海野教授がこれ〔李泰鎮作成表〕を参照せず、自身の持論をそのまま表明したことは遺憾である」と不満を表わした。私は教授の立証を無視したわけではないが、その主張と立証方法に不十分さを感じたのは事実である。

その第1点は、当事国の合意による、という解釈は、私の独断ではなく、広く国際法学で説かれている通説であり、李泰鎮説の方がむしろ異説である、と考えられることである。日本における標準的な国際法教科書から引用してみよう。

「いろいろな条約のうちで、どういう場合に、どういう名称を用いるかは、国際法上で確定していない。当事者の間で適当に決定される」(横田喜三郎『国際法』Ⅱ〔新版〕〈法律学全集56、有斐閣、1972年〉、p.386)

「このような区別〔正式な条約と簡易な条約〕は、条約の締結手続を定める各国の憲法の下で、明文または慣例として認められるのがふつうで、国際法が、条約にそのような区別を直接に定めているのではない。国際法は国内法が自ら条約締結手続を定めることを認めている。そのことから、間接に国際法上の区別として出てくる。ある条約が一方の国にとっては正式な条約でありながら、他方の国にとっては簡易な条約である、ということもある。つまり、条約の内容で客観的に認められる国際法上の区別ではない」(高野雄一『全訂新



版・国際法概論』下〈弘文堂、1972年〉p.12)

すなわち条約形式は、内容によって形式が国際法上決まっているのではなく、当事国の国内法による締結手続きに規定されながら、当事国間で決める、と説いている。

第2点は、第1点とも関連するが、批准条約とするかどうかは、締約国の政体（主権行使の形態）や国内法（憲法）によって異なり、主権移譲条約は批准条約でなければならない規則性はない、という点である。やはり教科書の記述を参照しよう。

「19世紀になると、多くの場合に、行政権の条約締結権を立法権に服させる手段として〔批准が〕用いられるようになった。それによって、批准の意味が大きな変化を受け、条約は、拘束力を生じる前に批准を要することになった」（横田、前掲書 p.404）

「この区分〔正式条約と簡易な条約〕は、実質的には、国会の承認を必要とする条約とそれを必要としない条約との区別に等しい。後者、すなわち簡易な条約は簡易迅速に条約を結ぶ必要から認められるが、それは条約の内容上の差異を必ずしも意味しない。傾向としては重要な内容の条約が正式の条約として結ばれることが多いといえるが、簡易な条約は軽微な事項あるいは一時的な事項を内容とするときまってははいない」（高野、前掲書 pp.11-12）

これらによれば、批准条約とする基準は、李泰鎮教授が想定したように条約内容によってあらかじめ決められた国際慣習が成立していたのではなく、19世紀の議会制民主主義の発展に伴い、調印した条約の批准前に議会の承認を必要とするかどうかで決まる、というのである。

以上の教科書の記述を念頭に置いて李泰鎮教授作成表から国権移譲条約の例として保護条約を取り出すと、次の5件の条約がある（番号は李泰鎮作成表のもの）。

調印年月日	条 約 名 称	全権委任状条款	批准条款
(3) 1881. 5.12	仏国チュニス間担保条約 (バルドー条約)	チュニス国王親約	第10条
(4) 1883. 6. 5	仏国チュニス間保護条約 (マルサ協定)	チュニス国王親約	第5条
(5) 1884. 6. 6	仏国安南間保護条約 (第2フェ条約)	前文にあり	第18条
(6) 1884. 6.17	仏蘭西柬埔寨間保護条約	カンボディア国王親約	第11条
(7) 1886.12.17	仏蘭西マダガスカル間保護条約	前文にあり	第19条

李泰鎮『世界』(3)論文 pp.254-256より、一部修正。

これらの保護条約はいずれも批准条款を明記した正式条約であることから、李泰鎮教授は保護条約は正式条約でなければならないと主張する根拠とする。しかし、上記条約締結国の一方はすべてフランスであり、批准条約の形式をとることを必要としたのは、(3)(4)(6)条約署名者がチュニス・カンボディア国王自身であることから明らかなように被保護国側にあったので

はなく、フランス側にあったと見られる。フランスは1794年憲法で立法機関に条約締結権を帰属させたから、主要条約については、調印後に議会の承認を求めねばならなかったのである。

荒井信一教授も『世界』(7)論文で「保護条約が批准を要する「正式条約」の形式を取るの  
が、当時の国際法の慣行であった」(p.278)とするが、その根拠を、有賀長雄『保護国論』  
(早稲田大学出版部、1906年)付録に例示されたフランスのタヒチ・カンボディア・安南・チュ  
ニス・マダガスカルに対する保護条約が批准条項を含むことに求めている。荒井教授の場合も  
李泰鎮教授と同じく、フランスの例だけで保護条約が正式条約の形式をとるのが「国際法の慣  
行」であるとするのは立証不十分と言わねばならない。

あるいは李泰鎮教授作成表から日米間条約を拾うと、次の(31)(41)(42)(43)(46)(55)の6件の条約が  
ある。

調印年月日	条 約 名 称	全権委任状條款	批准條款
(31) 1906. 5.11	日米間著作権保護に関する条約	前文にあり	第 3 条
(41) 1908. 5. 5	日米仲裁裁判条約	前文にあり	第 7 条
(42) 1908. 5.19	韓国における発明・意匠・商標及著作権 の相互保護に関する日米条約	前文にあり	第 7 条
(43) 1908. 5.19	清国における発明・意匠・商標及著作権 の相互保護に関する日米条約	前文にあり	第 7 条
(46) 1908.11.30	太平洋方面に関する日米交換公文 (高平ルート協定)	な し	な し
(55) 1911. 2.21	日米通商航海条約	前文にあり	第 18 条

李泰鎮『世界』(3)論文 pp.254-256より、一部修正。

これらのうち(46)の高平ルート協定を除いては、すべて批准条約である。アメリカ合衆国も  
1787年憲法で大統領の条約批准権に対して上院の助言と承認の条件を付して以来、(55)の「日  
米通商航海条約」はもとより、上記のような国民の権利にかかわる、すべての条約は、上院の  
出席議員の3分の2による承認を必要としたから、批准条約を選択したのである。政治的意味  
からすればより重要な(46)の場合、日本側は宣言形式の条約締結を望んでいたが、議会にかけ  
ることを避けたいアメリカ政府は、政府間協定である交換公文の形式とし、批准条約とはしな  
かったのである。

このように議会制度が発達した欧米列強が結ぶ条約では批准条約が採用されたが(一方、政  
府間協定の簡易な条約も多用されるようになる)、専制君主制の下で、条約締結権が国家元首  
の専権とされた日本・大韓帝国・清国などの相互間条約では、天皇・皇帝の裁可のみで締結す  
る条約形式が広くとられた。

1899(光武3)年8月22日公布の「大韓国国制<sup>21)</sup>」は、皇帝の条約締結権について、第9条  
「大韓国大皇帝께서는各有約국에使臣을派送駐紮케 하시고 宣戰講和及諸般約條을締結하시니

公法에 謂한 바 自遣使臣이 아니라」と規定した。また、「大日本帝国憲法」第1章天皇の第13条も「天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ、及諸般ノ条約ヲ締結ス」としている。この第13条について伊藤博文『帝国憲法義解』は、宣戦・講和・条約締結権は「至尊ノ大権ニ属シ、議會ノ参贊ヲ俟ラズ、〔附記〕……本条ノ掲グル所ハ専ラ議會ノ関涉ニ由ラズシテ、天皇、其ノ大臣ノ輔翼ニ依リ外交事務ヲ行フヲ謂フナリ<sup>23)</sup>」と述べている。

このように条約締結権を国家元首の専権とするアジア諸国間の条約は、欧米列強国における条約締結手続きとは異なり、「議會ノ参贊ヲ俟ラ」ないから批准条約とせず、国家元首の裁可のみで締結する条約形式を多用することが可能だったのである。

それは日韓間諸条約だけでなく、日清間諸条約についても言える。李泰鎮教授作成表が示す日清間条約は、「満州安奉線鉄道改築工事に關する日清覚書」（1909年8月9日調印）、「日本・清国間間島に關する協約」（1909年9月4日調印）、「日本・清国間満州5案件に關する協約」（同日調印）の3件の条約であるが、これらは批准条約によらず、簡易な形式の条約により締結されている。ただし、アジア最初の共和国として発足した中華民國の「臨時約法<sup>23)</sup>」（1912年3月11日公布）第3章參議院の第35条には「臨時大統領は參議院の同意を経て宣戦・講和及条約を締結することを得」とあり、また、袁世凱大統領の権限を強化した「増修臨時約法<sup>24)</sup>」（新約法、1914年5月1日公布）第3章大統領の第25条は「大統領は条約を締結す」としながらも「但し、領土を変更し、又は人民の負担を増加する事項に付ては立法院の同意を得ることを要す」とした。

1915年、中国は、日本の最後通牒の恫喝に屈し、21カ条要求を容れて「山東省ニ関スル条約」・「南満州及東部内蒙古ニ関スル条約」および関連交換公文に調印（1915年5月25日調印）した<sup>25)</sup>が、2条約では批准条約の形式（6月8日批准書交換）が採用された。「約法」の条約締結規定を尊重したためであろう。外交総長陸徵祥・次長曹汝霖は、調印翌日の26日、參政院に出席し、交渉経緯の説明を行ったが、それは「単ニ交渉成行ノ報告ニ止マリ、諮詢シタル次第ニアラズ。出席セル參政、孰レモ格別ノ議論ナク、無事散会セリ」という<sup>26)</sup>。

いずれにせよ李泰鎮教授が想定した、条約内容の軽重が条約形式のそれぞれの「格式」を決定する国際慣習が成立していた、という主張を裏付けるものではない。締約国の国内法（憲法）との関連や条約締結交渉における条約形式の選択の問題を加味して再検討されることを期待したい。

### 3. 荒井教授の“今から見れば無効”論について

ソウル・シンポジウムでの荒井信一教授の報告「併合条約から日韓条約まで」は、その直前に発表した『世界』(7)論文と一対をなし、20世紀における日本のアジア侵略・植民地支配の世界史的位相を問い、現在、日本政府と日本国民に求められている「過去の清算」の意味を明

らかにした、示唆に富む報告であったが、本稿では荒井報告の一部である「当時の国際法」の部分についてコメントしたい。

荒井教授は1996年に「第2次日韓協約の形式について——批准の問題を中心に」と題した論文で、第2次日韓協約は「今日の視点からすれば、有効に締結されたなどとは到底いえるものではない<sup>27)</sup>」と結論的に述べたことがある。「今日の視点」という表現を“現代国際法の視点”に換言するならば、1969年採択の「条約法に関するウィーン条約」前文が、現代国際法の基本原則である武力行使禁止・国家の主権平等などの原則の下に「自由意思による同意の原則及び信義誠実の原則」にもとづいて条約は成立する、と述べているから、自由意思によらない強制された条約は——かりに合意の文書があったとしても——有効とは言えないことになる。この条約の成立要件を日本の韓国植民地化過程で結ばれたとされる日韓間諸条約に適用するならば、それらの条約は有効とは言えないだろう。“今から見れば無効”論とはそのようなことを指している。

しかし、現在の基準をもって過去の条約成立要件の法的評価を行うことはできない。なぜならば法の不遡及性を規定する時際法の原則があるからである。周知のように、時際法とは国際法において、旧法下で起きた事実は新法により影響されないという一般原則である。これは、新法の遡及的適用を認めると、既に成立している権利を否定し、法的安定を阻害すると考えるためである。例えば無差別戦争観の時代の征服による領有は、権原として有効であったが、今日では有効ではない。しかし、この原則を過去にさかのぼらせて適用し、現在の国家領域秩序を全面的に修正することはできないので、時際法の原則を認めているのである。そうだとすれば、韓国併合条約等旧条約無効論は、“今から見れば無効”では説得力をもたず、“当時は有効”論につながりかねない。李泰鎮教授をはじめ韓国人研究者がいう無効論は“今から見れば”ではなく、当時の国際法から見て無効である、と主張しているのである。

荒井教授のシンポジウム報告は、このような時際法の壁を打ち破る方法として20世紀初めの国際法には、伝統的「国際法は国家の実行と密着した法実証主義が主流であったが……規範主義的側面も健在であった<sup>28)</sup>」とし、普遍的な規範を模索する新たな潮流が存在したことを指摘した。荒井教授は、規範主義の例として、1907年の「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」前文の「マルテンス条項」およびアメリカ大統領ウィルソンが提唱した民族自決主義を挙げた。

日本の韓国植民地化過程に即して言えば、1899年の第1回ハーグ平和会議で採択された「国際紛争平和的処理条約」への韓国加盟をめぐる日韓両国の外交姿勢に、荒井教授のいう国際法に対する「日本型実証主義」と韓国の「国際法の規範性に対する期待」の対照がはっきりと現れている。従来、ハーグ平和会議は、1907年の第2回会議に特使を派遣した高宗皇帝の国権回復外交のみが強調されてきたが、最近、韓国の「国際紛争平和的処理条約」加盟とそれに規定された常設仲裁裁判所への提訴を中心とした対外活動に関する研究が発表されるように

なった<sup>29)</sup>。高宗皇帝らが「国際紛争平和的処理条約」に加盟要請を行ったのは1903年ごろと推定されるが、日本政府は新規加盟国の加入方法に強硬に反対し、ついに韓国を第2回会議の招請国リストから外すことに成功した。そればかりでなく高宗皇帝のハーグへの「密使」派遣を事前に察知していた伊藤博文統監は、「事件」を奇貨として高宗を譲位させ、第3次「日韓協約」を強制する。

すなわち韓国は国際社会の規範性にかけて解決を期待したのだが、日本は「国際紛争平和的処理条約」の締約国でありながら、その趣旨に逆行し、伝統的な力の国際法に依拠して不当な干渉行為を行ったのである。

荒井教授の報告を聞いて、これを不法論として受け取ると難解であるが、不当論として受け取るならば、きわめて分かりやすい主張である、というのが私の率直な印象だった。

#### (付) 李鐘学氏の韓国併合条約天皇裁可報知の未確認調印説について

シンポジウムと直接の関係はないが、韓国併合条約無効の根拠として、2000年3月、韓国の独島博物館館長で書誌学者の李鐘学氏が刊行した『1910年韓国強占資料集』が注目されている。この資料集には、①1910年11月7日、朝鮮総督寺内正毅が内閣総理大臣桂太郎あてに提出した、韓国併合の経過報告書である「韓国併合始末附韓国併合ト軍事上ノ関係」、②内閣「韓国併合ニ関スル書類」(発電・着電)、③明治43年8月22日「枢密院会議筆記」が収録されている。

これらの史料原本は日本の国立公文書館所蔵であり、①②は写真復刻であるが、③は『枢密院会議事録』12(東京大学出版会、1985年)からの転写のようである。①は、宮内庁編『明治天皇紀』第12、明治43年8月18日および22日の項に典拠の割注として「公文雑纂所収朝鮮総督報告韓国併合始末」とあり<sup>30)</sup>、その所在だけは知られていたが、「公文雑纂」が1979年まで非公開だったため、一般に利用されなかった史料である。李鐘学氏が初めて閲覧したのは1992年とのことである<sup>31)</sup>。彼が原本コピーを入手するには「その苦衷や焦燥は言葉ではいいがたかった<sup>32)</sup>」という。「写真撮影やカラーコピーして完全な資料を確保」するために講じた「非常手段<sup>33)</sup>」については、2000年3月19日放映の「일왕실 비문서는 왜 북으로 갔나(日王室秘文書はどうして北へ行ったか)」(KBS日曜スペシャル)で李鐘学氏自らが明らかにしている。国立公文書館の史料公開の実態がもしそのとおりならば、公開方法の不十分さと国境を越えた学術研究資料の利用・交換の未成熟を痛感せざるを得ない。①については、日本では既に私が『韓国併合始末関係資料』(不二出版、1998年)に収録したし、琴秉洞氏も『資料・雑誌にみる近代日本の朝鮮認識』(緑陰書房、1999年)の付属資料として紹介している。

李鐘学氏がこれらの史料に特別な関心をもつのは、韓国併合条約が日本の強制により締結されたことを示す史料的価値が高いことによるが、さらに併合条約の無効原因として彼が指摘す

るのは、「天皇裁可の〔電報の〕京城到着の前、既に条約〔調印〕は終了された状態であることが確認される<sup>34)</sup>」、つまり天皇裁可の報知を待たずに寺内統監は韓国併合条約調印書に記名調印したので「節次上でも〔条約は〕無効である<sup>35)</sup>」とする点である。調印当日の1910（明治43）年8月22日の経過をたどると次のようになる。

- (i) 韓国併合条約は批准条約の例に倣って枢密院に諮詢された。枢密院会議は8月22日午前10時40分開会、11時43分閉会で、「韓国併合ニ関スル条約」案および関連勅令12件が可決された<sup>36)</sup>。会議に「臨御」していた天皇は、「韓国併合ニ関スル条約案」および「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル件」、「朝鮮総督府設置ニ関スル件」が可決された時点で「入御」した。
- (ii) 次いで「枢密院議長公爵山県有朋、天皇に御座所に謁し、韓国併合に関する条約及び之れに関連する勅令案十二件を審議可決せることを奏す。天皇直に之れを裁可したまふ<sup>37)</sup>」。
- (iii) 「〔小村〕寿太郎乃ち統監子爵寺内正毅に電信して併合条約の裁可畢れることを告ぐ<sup>38)</sup>」。小村外相が寺内統監にあて「本日予定ノ通、枢密院会議ヲ開キ、陛下御親臨、条約案ニ付御諮詢アリタル処、同院ニ於テモ何等異議ナカリシヲ以テ、直ニ条約案ノ御裁可ヲ経タリ。条約調印済ノ上ハ至急其旨ヲ当方ニ電報アリタシ」と打電したのは8月22日午前11時36分である<sup>39)</sup>。枢密院会議閉会9分前に裁可済みを報知したことになり疑問が残るが、現在のところそれを解く手掛かりはない。ソウル着電時刻は不明である。
- (iv) 内閣から統監府児玉秘書官あてに次の「イー七<sup>40)</sup>」電が送られたが、発電時刻は不明である。「枢密院へ御諮詢アリタル法令案ハ総テ内閣提出案ノ通り可決セリ。御含。今日ヨリ公布ニ至ル間ハ最モ秘密ヲ保ツニ困難ナルトキナリ。当方ニテモ充分注意スベシ。貴府ニ於テモ宜敷」。
- (v) 韓国併合条約の調印時刻は、寺内報告の「韓国併合始末」によれば、「同日午後四時ニ至リ内閣総理大臣李完用ハ、農商工部大臣趙重応ト共ニ統監邸ニ来リ……全権委任ノ勅書ヲ提示セリ<sup>41)</sup>」、「本官〔寺内〕ハ之ヲ査閲シ、其ノ完全ニシテ妥当ナルヲ承認シ……李完用ト共ニ日韓両文ノ条約各二通ニ記名調印セリ<sup>42)</sup>」という。「寺内正毅日記」8月22日も「午后四時、韓国合併ノ条約ヲ統監邸ニ於テ調印シ終ル<sup>43)</sup>」と記しているから、4時過ぎに調印されたと見ることができる。
- (vi) 寺内統監が桂首相・小村外相あてに「本日、李総理大臣、併合条約締結ノ委任ヲ受ケ来邸シタルニ因リ、予テ勅裁ヲ経タル趣旨ニ基キ合同協議ノ上、只今正式ニ調印ヲ了シタリ……」という電報を発したのは午後5時40分で、外務省着電は11時35分である<sup>44)</sup>。
- (vii) 「韓国併合ニ関スル書類（着電）」によれば、児玉秀雄統監秘書官が柴田家門内閣書記官長あてに、22日午後6時30分に電報「五五」で、前掲(iv)の併合関連法令案可決の「貴電イー七号了承、御配慮ヲ謝ス」むねの返信を送った<sup>45)</sup>。

(ⅳ) 8月23日午前零時40分、小村外相は寺内統監あてに「御成効ヲ祝ス」との電報を送った<sup>46)</sup>。

以上が韓国併合条約の枢密院会議可決——天皇裁可——裁可を寺内統監へ報知——調印の経過である。そこで小村外相が寺内統監へ裁可済みを知らせた電報(ⅳ)が、調印書に記名調印した午後4時過ぎに到着していたかどうかが問題となる。李鐘学氏は、(ⅳ)の「五五」電のソウル「発電」時刻6時30分をそのまま(ⅳ)の「イー七」電のソウル「着電」時刻と見なし、「天皇の最終裁可をもらった電文がソウル(京城)に到着したのは8月22日午後6時30分であった。しかし天皇の裁可を受ける前、条約は当日午後4時、既に締結されてしまった<sup>47)</sup>」という。それゆえ「時間的に見ても諮詢を経らなかつたことが確認される<sup>48)</sup>」と結論づけ、日本国内法による条約締結手続き上、決定的な瑕疵にあたり、条約の無効原因となる、と主張している。

しかし、李鐘学説は次の点で解釈に難点があるので容認できない。

第1. 李鐘学氏は、天皇の条約案裁可済みの報知を(ⅳ)の「イー七」電と見るが、それは併合関連勅令裁可済みを内閣書記官が統監秘書官に伝達した事務レベルのものであり、併合条約の天皇裁可報知と調印を訓令する電報は、(ⅳ)の『明治天皇紀』の記述および電文内容から見ても、小村外相が午前11時36分に寺内統監あてに打電した電報でなければならない。

第2. かりに李鐘学氏が言うように、(ⅳ)の「イー七」電を裁可済みを寺内統監に伝えた電報だとしても、「発電」記録は発電時刻を記すだけで(ただし「イー七」電の発電時刻は記載なし)、ソウル「着電」時刻は記録していないため、「イー七」電の着電時刻は不明である。しかるに李鐘学氏は(ⅳ)の統監秘書官から内閣書記官長あての「五五」電のソウル発電時刻の午後6時30分をそのまま「イー七」電のソウル着電時刻に置き換えているが、そのように考える手続き的根拠は何もない。

したがって前述した、天皇裁可の通知到着以前に条約調印を行った、という李鐘学氏の所説は立証の根拠が薄弱であると言わざるを得ない。

しかし、天皇裁可済みを報じ条約調印を指示する、寺内統監あて小村外相の外務省発電電報が調印時点(午後4時過ぎ)に未着であった可能性を完全に否定することはできない。(ⅳ)では「予テ勅裁ヲ経タル趣旨ニ基キ」と述べているが、もし未着だったとすれば、調印4日前の8月18日に寺内が要請した、併合に際しての韓国国号・王称についての日本側原案修正を「天皇之れを裁可したまふ、〔桂〕太郎即ち旨を〔寺内〕正毅に電信す<sup>49)</sup>」とある天皇裁可および調印前日の8月21日、小村外相が寺内あてに送った「裁可ノ手筈」を示す次の「五五号」電<sup>50)</sup>にもとづき、寺内は条約に記名調印したことになる。

第55号〔1910年8月21日発電〕

貴電40号ニ関シ、

併合条約案ニ付テハ、直チニ御裁可ヲ奏請シ置ケル処、本件ハ枢密院ニ諮詢セラル、コト

## 韓国併合条約等旧条約無効＝日本の「不法な」植民地支配論をめぐって

トナリ、明朝十時、同院会議ヲ開キ、諮詢済ノ上ハ直チニ御裁可アル筈ナリ。御裁可済ミタルトキハ早速電報スヘキニ付、右ニ御含アリタシ。

つまり寺内は、天皇裁可を折り込んだスケジュールに従って行動したことになる。

### 4. おわりに

以上、2000年11月4日に行われたシンポジウム「過去清算」と21世紀の日韓関係」における李泰鎮・荒井信一両教授の報告を中心に韓国併合条約等旧条約無効＝日本の朝鮮植民地支配不法論を紹介し、その問題点を指摘した。私自身の主張は、その後刊行した『韓国併合史の研究』（岩波書店、2000年）で述べたが、韓国併合に至る過程で日本が韓国と結んだ諸条約は、その内容および締結手続きは極めて不当ではあったが、法的には有効であり、その後の韓国支配を合法的強制により行った、と考える。いわば合法・不当論である。この主張に対し国内外から批判があり、日本政府の立場を代弁する歴史学であるという非難も受けている。たしかに私見が日本政府、特に1995年の村山首相談話と共通する点があるのは事実である。しかし、謝罪はしても賠償・補償はせず、日朝交渉では「日韓方式」に倣って経済協力で決着しようとしている日本政府の姿勢に私は同調することはできない。

また、旧条約の無効、したがって日本の朝鮮植民地支配は不法であるゆえに賠償請求権がある、という韓国・北朝鮮の主張も受け入れ難い。私は不法であろうとなかろうと、植民地支配によって受けた人的・物的被害に対し、日本政府は可能な限り賠償・補償をなすべきであり、それが「過去の清算」を可能にすると考えていることをあらためて強調しておきたい<sup>5)</sup>。

#### 註

- 1) 『朝日新聞』2000・11・9。
- 2) 高崎宗司「日朝交渉の経過」、隅谷三喜男・和田春樹編『日朝国交交渉と緊張緩和』岩波ブックレット、1999年、pp.28-31。
- 3) 鶴園裕『韓国——カササギとトラの国で』三修社、1999年、p.22。
- 4) 『韓国日報』1992・5・12。いくつかの他紙は、第2次「日韓協約」調印書正本の写真を掲げ、調印書に皇帝の署名がないため条約は無効であるという記事を載せたが誤報である。通例、調印書署名者は締約国の首相・外相・派遣国の駐劄公使（大使）あるいは全権委任状を発給された特命全権大使であって、条約締結権を有する国家元首（皇帝・天皇）ではない。李泰鎮教授が無効原因として指摘したのは全権委任状と批准書の欠如である。
- 5) 『朝日新聞』1995・6・23。
- 6) 同上、1995・7・17。
- 7) 『参議院会議録』4号、1995・10・5、p.19。
- 8) 日本語訳は『コリア・フォーカス』Vol.3, No.5, pp.133-134。
- 9) 1965年10月16日参議院本会議における椎名外相答弁（外務省条約局条約課『日韓条約国会審議要旨』1966年、p.98）、1965年11月25日参議院日韓条約等特別委員会における藤崎条約局長答弁（同上書 p.96）。



- 10) 『朝日新聞』1995・10・14。
- 11) 『毎日新聞』1995・11・15。
- 12) 『朝日新聞』1995・11・16。
- 13) 『毎日新聞』1998・9・28。
- 14) 康成銀「銃砲声なき戦い」が終わりつつある」(『世界』2000年12月号) p.241。
- 15) 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』上巻, 原書房, 1969年, pp.168-169。
- 16) 同上書 pp.187-189。
- 17) 同上書 pp.210-214。
- 18) 荒井信一「第二次日韓協約の形式について——批准の問題を中心に」(『季刊戦争責任研究』12号, 1996年夏季号) pp.14-15。
- 19) 海野『韓国併合史の研究』, 岩波書店, 2000年, pp.67-68。
- 20) シンポジウム報告集「『過去清算』と21世紀の日韓関係」p.35。
- 21) 宋炳基・朴容玉・朴漢高編『韓末近代法令資料集』Ⅱ, 大韓民国国会図書館, 1971年, pp.542-543。
- 22) 伊藤博文著・宮沢俊義校註『憲法義解』, 岩波文庫, 1940年, pp.40-41。
- 23) 及川恒忠撰『支那政治組織の研究』啓成社, 1933年, pp.186-190。
- 24) 同上書 pp.190-196。
- 25) 外務省条約局編『日支間並支那ニ関スル日本及他国間ノ条約』大正12年, 復刻版, クレス出版, 1998年, pp.427-429, 547-557。
- 26) 『日本外交文書』大正4年第3冊上巻, 外務省, 1968年, pp.529-531。
- 27) 荒井信一, 前掲論文 p.17。関連論文として高崎宗司「韓国併合をめぐる——今から見れば「無効」」(『週刊金曜日』1995年11月17日号)がある。
- 28) シンポジウム報告集「『過去清算』と21世紀の日韓関係」p.60。
- 29) 金庚姫「ハーグ「密使」と「国際紛争平和的処理条約」」(明治大学『文学研究論集』12号), 海野前掲書 pp.288-295。
- 30) 宮内庁編『明治天皇紀』第12, 吉川弘文館, 1975年, p.458, p.462。
- 31) 李鎮学編『1910年韓国強占資料集』水原市, 史芸研究所, 2000年, 刊行辞 p.xii。
- 32) 同上書 p.xiv。
- 33) 同上書 p.xii。
- 34), 35) 同上書 p.xi。
- 36) 『枢密院会議議事録』12, 東京大学出版会, 1985年, pp.502-519。
- 37), 38) 『明治天皇紀』第12, p.459。
- 39) 「外務省マイクロフィルム」The Archives in the Japanese Ministry of Foreign Affairs, Tokyo, Japan, 1868-1945. Microfilmed for the U. S. Library of Congress. Telegraph R.128-No.6978, 62号。なお李泰鎮教授は, 前掲(6)論文下 p.277で併合条約締結時の日本外務省と統監府との往復電報「関連史料が完全に公開されないこと」のため錯誤したとしているが, 上記の「外務省マイクロフィルム」を所蔵する機関はいくつかある。大韓民国国会図書館司書局は1968年に『日本外務省呉陸海軍省文書마이크로필름目録』(非売品)を刊行しているので, 韓国国会図書館も同じフィルムを所蔵しているのではなかろうか。
- 40) 李鐘学編, 前掲書 p.198。
- 41) 海野編『韓国併合始末関係資料』不二出版, 1998年, p.48。
- 42) 同上書 pp.49-50。
- 43) 山本四郎編『寺内正毅日記——1900-1918』京都女子大学, 1980年, p.519。
- 44) 前掲「外務省マイクロフィルム」Telegraph R.128-No.6396-6398, 41号。
- 45) 李鐘学編, 前掲書 p.446。
- 46) 前掲「外務省マイクロフィルム」Telegraph R.128-No.7002。

- 47) 李鐘学編, 前掲書 p. vi.
- 48) 同上書 p. vii.
- 49) 『明治天皇紀』第 12, p. 457.
- 50) 『日本外交文書』第 43 卷 1 冊 p. 680.
- 51) 海野『韓国併合史の研究』pp. 50-51.

【追記】 本稿脱稿後、高崎宗司氏より私信で、拙著『韓国併合史の研究』pp. 75-76 で条約批准について述べた際に、高野雄一『国際法概論』下 (1986 年) を引用したことに対し、当時 (1900 年前後) の国際法文献に依拠すべきではないか、とのアドヴァイスを受けた。本稿でも高野前掲書および横田喜三郎『国際法』Ⅱ (1972 年) の記述を引用している (pp. 97-98) ので、当時、日本で刊行された国際法教科書の説明例を挙げ補足しておく。

- (1) 中村進午講述『平時国際公法』(出版者不明, 1897 年?) pp. 248-249 は、「批准ハ何人カ之ヲ為スカハ国内法ノ問題ニシテ国際法ノ問題ニアラス。例ヘハ我国ニ於テハ憲法第十三条ニ於テ「天皇ハ……諸般ノ条約ヲ締結ス」ト明言セルカ故ニ、条約締結ノ権ハ天皇ノ大権ニシテ、所謂批准ハ締結権ノ一方式タルコト明カナリ」と述べ、「批准ヲ為スニハ議会ノ協賛ヲ経ルコトヲ以テ条件トスル国家」とは異なることを指摘している (中村進午『国際公法論』〈東華堂, 1897 年〉pp. 615-616 も参照)。
- (2) 秋山雅之助講述『国際公法講義 (平時)』(明治法律学校出版部講法会, 1902 年) pp. 329-330 は、「国家ノ憲法上、条約締結権ト批准ノ権トカ共ニ同一ナル主権者又ハ国家ノ同一機関ニ属セサル」場合 (例えば北米合衆国) には、「条約ニ批准ヲ与フルト否トハ、締結ノ権ヲ有スルモノノ任意ニアラ」ず、「之ニ反シテ条約締結ト批准ヲナスノ権力カ憲法上同一機関又ハ主権者ニ在ルトキハ、一旦、正当ニ締結セル条約ニ批准ヲナササルニハ相当ノ理由ヲ必要トス」と述べ、憲法上、条約締結 (調印) 権者と批准権者とが分離している国と同一の国の場合とを区別して、批准の意味の差異を説いている。
- (3) 立作太郎『平時国際公法』(中央大学, 1913 年) pp. 307-308 は、フランス・ドイツ・アメリカ合衆国憲法の規定を示し、これらの国では、大統領あるいは皇帝の条約批准は議会の同意協賛を必要とするが、「元首ノ条約締結権ニ関スル国内法上ノ制限ハ我国ニ於テハ存セス」と述べている。

以上に見られるように、1900 年前後の日本における国際法学は、議会制民主主義に立脚する国内法により、国家元首の条約批准権に対する制限を有する国家群と、条約締結権を国家元首の専権とする専制君主制の国家群とを区別し、両者における批准の意味が異なることを認識していた。当時の国際法は、前者主体であり、欧米列国における条約締結慣習をもとに立論されていたため、非欧米地域における国家間条約の形式・締結手続きに説き及んでいる教科書は少ない。そのため欧米諸国の条約例が普遍的である、という錯覚を生んでいるように思われる。

(2000 年 12 月 5 日受付, 2000 年 12 月 11 日受理)